

# Japan tax alert

EY税理士法人

## フランス、2019年1月1日より 源泉徴収制度開始 - 日本企業の 新たな義務について

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、  
下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

### 背景

2019年1月1日より、フランスの個人所得税の納税方法が大きく変更となります。従来、フランスの納税者は、所得年度の翌年に行われる税務申告による納税通知に基づいて所得税を納付します。2019年からはフランスのすべての税務居住者を対象に源泉徴収税が導入されます。

課税対象となる給与および現物給与に課される所得税の計算、徴収および納付の責任は、納税者個人からフランスまたは外国(日本)の雇用者に移管されます。

これはフランスの子会社や支店だけでなく、場合によっては日本の親会社にも影響を与えるため、適切な情報入手と対応が必要となります。

### 日本の雇用者への影響

日本とフランス双方の雇用者の利益のために勤務し、一部の給与支給をフランス企業より受ける場合(主に「才能パスポート」と称される滞在許可証の保有者対象)は、当該従業員の源泉徴収は、フランス雇用者の責任において行われます。

一方、日本の雇用者のために勤務し、フランス企業の従業員としてみなされない場合(主に「ICT許可証」と称される滞在許可証の保有者対象)は、当該従業員の源泉徴収は、日本の親会社の責任において行われます。

源泉徴収が日本の親会社より行われる場合、日本の雇用者は(a)日本会社のフランス当局への登録、(b)課税所得額の計算と所得税の納付、および(c)従業員に適用される税率の入手、が必要となります。

## A) フランス当局への登録

日本の雇用者は、源泉徴収の実施にあたり、事前にフランスの税務当局に対し、「フランスにおいて事業所を有さない雇用者」として登録する必要があります。

これに関連して、日本企業は以下を行う必要があります。

1. フランスにおいて源泉徴収を目的とする「代理人の任命」を行う(フランス関連会社でも可)
2. フランスの企業ID番号(SIRET番号と呼ばれる事業所番号)を取得し、ヨーロッパ域内で銀行口座を開設する
3. フランス税務当局のウェブサイトでアカウントを取得する

## B) 課税所得額計算と所得税納付

もし従業員が日本とフランス(もしあれば)双方の給与支給を受けている場合には、日本の雇用者は、その課税所得額を正確に計算した上で、それに基づく納税を各月または四半期に1回実施する必要があります。

この際、一定の要件の下に適用が認められている、フランス国内法に規定されている優遇税制(フランス赴任に関連する手当、フランス国外における就業日数に対応する給与部分を免税とする規定)の適用をうけている従業員の場合は、課税所得額計算の際に特段の注意が必要となります。

所得税が正しく査定されていない、または義務が履行されていないなど、雇用者がこれらの義務を遵守しない場合、利息とペナルティが課されます。

## C) 納税者の源泉徴収税率の入手

雇用者は、当局のオンラインでの手続によって、当該従業員に適用される源泉税率を2カ月ごとに入手することが必要となります。例えば、前年の所得税申告を提出していないフランスへの新赴任者などに適用されるニュートラルな税率は、一般的に高い源泉税率であることから、これを継続適用することを回避し、より納税者の所得状況等に合った正確な税率による源泉徴収を目的として設置されています。

このプロセスを2カ月ごとにとらない場合、雇用企業は過大に源泉徴収してしまう可能性があり、また当局から手続が一貫していないことを指摘されるおそれがあります。

## 赴任者への影響

日本企業に従属している赴任者は、フランス赴任時に、所定のフォーマットに「見込所得情報」を記入の上、当局へ提出する必要があります。これにより、今後日本の雇用者より実施される源泉徴収の際に適用される源泉徴収税率を取得することができます。

雇用者は、ネット保証対象の赴任者に対しては、フランスの源泉徴収に備えて、タイムリーな税金のグロスアップ計算を行った上で給与に反映し、ネット保証でない場合であっても**2019年1月以降の変更**がその手取り額に与える影響を伝えた上で、必要な措置を講じることが必要となります。

## 次のステップ

日本企業はフランスにおける赴任者の状況を再確認し、源泉徴収に伴う義務を把握した上で、必要に応じて日本雇用者の当局への登録、税務計算および所得税納付を進めることが必要となります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

平井 和美	パートナー	kazumi.hirai@jp.ey.com
-------	-------	------------------------

## EYフランス

Xavier Delaunay	パートナー	xavier.delaunay@ey-avocats.com
Hitoshi Endo	アソシエイトパートナー	hitoshi.endo@fr.ey.com
Cédric Mourgues	マネージャー	cedric.mourgues@ey-avocats.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190204

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)